

審理員候補者名簿(環境部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
環境部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 環境部総務課の副課長の職にある者
環境部環境政策課が所掌する事務に係る処分等	1 環境部環境政策課の副課長の職にある者 2 環境部総務課の副課長の職にある者
環境部自然鳥獣共生課が所掌する事務に係る処分等	1 環境部自然鳥獣共生課の副課長の職にある者 2 環境部総務課の副課長の職にある者
環境部水大気課が所掌する事務に係る処分等	1 環境部水大気課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 環境部総務課の副課長の職にある者
環境部環境整備課が所掌する事務に係る処分等	1 環境部環境整備課の副課長の職にある者 2 環境部総務課の副課長の職にある者